

# 秋田県小学生バレーボール連盟規約

## 第1章 総則

(名称および事務所)

第1条 本連盟は、秋田県小学生バレーボール連盟と称し、事務所を会長の所在地に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、秋田県における小学生バレーボール団体を統括し、小学生バレーボールの指導普及および発展を図り、もって、小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バレーボール競技大会の開催および後援に関すること。
- (2) バレーボール教室の開催および普及・指導に関すること。
- (3) 指導者育成の講習会、研修会の開催
- (4) その他目的達成に必要な事業

## 第2章 組織および役員

(組織)

第4条 本連盟は、次の県内各地区小学生バレーボール連盟（以下「地区小連」という。）をもって組織する。

- (1) 県北地区小学生バレーボール連盟
- (2) 中央地区小学生バレーボール連盟
- (3) 県南地区小学生バレーボール連盟
- (4) 本荘由利地区小学生バレーボール連盟

(役員)

第5条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事 2名

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第7条 会長は、理事会において推挙する。

2 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

- 3 副会長は、理事会の承認を得て常任理事の中から、会長が委嘱する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

(理事長および副理事長)

第8条 理事長および副理事長は、理事の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。

- 2 理事長は、会長の命を受け会務を処理する。緊急事項については、理事長が先決執行することができる。この場合は、次期常任理事会および理事会で承認を得るものとする。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副理事長がその職務を代行する。

(常任理事)

第9条 常任理事は、理事の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。

- 2 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会の議決に基づき常務を処理する。

(理事)

第10条 理事は、地区小連の推薦する者、その他本連盟の運営に関して知識、経験を有する者の中から、会長が委嘱する。

- 2 前項前段の地区小連の推薦による者については、各地区小連の会長および理事長を含め、それぞれ5名以内とし、後段のその他本連盟の運営に関して知識、経験を有する者については、指名理事と称する。
- 3 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を議決する。

(監事)

第11条 監事は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

- 2 監事は、連盟の会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

### 第3章 名誉会長、顧問および参与

(名誉会長、顧問および参与)

第12条 本連盟に名誉会長、顧問および参事を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会において選出する。
- 3 顧問は、本連盟の会長であった者、または本連盟に功労のあった者で、理事会が推薦した者を会長が委嘱する。
- 4 参与は、本連盟の副会長であった者、または理事および監事であった者で、理事会が推薦した者を会長が委嘱する。

### 第4章 会議

(会議)

第13条 本連盟に次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会

(会議の招集および議長)

第14条 会議は、会長が召集し、理事会にあっては会長が、常任理事会にあっては、理事長が、議長となる。

2 理事会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時開催することができる。

3 常任理事会は、年2回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時開催することができる。

(議決)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第16条 理事会は、第5条に定める役員をもって構成し、規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 本連盟の事業計画および執行に関すること。

(2) 予算および決算に関すること。

(3) 規約の改正に関すること。

(4) その他本連盟の運営に必要な重要事項に関すること。

2 大規模な災害やこれに準ずる事象等のため、前項の理事会の開催が困難である場合、書面による評決ができる。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 本連盟事業の運営方針の立案に関すること。

(2) 理事会に付議する事項の立案に関すること。

(3) 理事会の議決で委任されたこと。

(4) 細則、各種規程等の制定および改廃に関すること。

(5) 本連盟が主催する各種大会の運営に関すること。

2 各種大会の開催、運営に必要な場合および緊急に決議する必要がある場合、電子メールを含む書面による常任理事会を開催することができる。

3 前項の他、常任理事会は、インターネット回線を使用したWeb会議により、開催することができる。

## 第5章 委員会

(専門委員会)

第18条 本連盟の事業を円滑に執行するため、次の専門委員会を置く。

(1) 総務委員会

(2) 指導普及委員会

(3) 競技委員会

(4) 審判委員会

(5) 倫理委員会

2 各専門委員会の組織および業務分掌等は別に定める。

## 第6章 加盟登録

(登録)

第19条 本連盟に加盟するチーム、チームを構成する選手およびベンチ役員の登録に関する事項は、細則で定める。

(加盟)

第20条 本連盟は、日本小学生バレーボール連盟（以下日小連という。）、東北小学生バレーボール連盟（以下東北小連という。）および秋田県バレーボール協会に加盟するものとする。

## 第7章 会計

(会計)

第21条 本連盟の経費は、登録料、参加料、補助金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(旅費等)

第23条 本連盟の活動および日小連、東北小連に係る旅費等の支出については、別に定める。

(慶弔)

第24条 慶弔に関する事項については、別に定める。

## 第8章 規程

(規程)

第25条 本連盟に次の規程を定める。

- (1) 専門委員会規程
- (2) 表彰規程
- (3) 倫理規程

附 則

この規約は、昭和56年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3年4月7日から施行する。（改正）

附 則

この規約は、平成14年4月7日から施行する。（改正・修正）

附 則

この規約は、平成25年4月6日から施行する。（改正）

附 則

この規約は、平成26年4月5日から施行する。（改正・修正）

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 2 5 日から施行する。（改正）

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 3 日から施行する。（改正・修正）

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 5 日から施行する。（改正、修正）